

介護福祉士・社会福祉士修学資金と併せて  
高等教育の修学支援新制度を申請されている方へ

1. 高等教育の修学支援新制度とは

進路への意識や進学意欲があれば、家庭の経済状況に関わらず、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に進学できるように、入学金および授業料等の減免とともに給付型奨学金を支給する高等教育の修学支援新制度を文部科学省が実施（令和2年4月～）しています。

2. 提出書類・提出時期について

上記制度を申請（利用）している方は、下記書類を提出してください。

- (1) 高等教育の修学支援新制度を申請している場合、介護福祉士・社会福祉士修学資金の申請時に下記申告書を提出してください。

提出書類：高等教育の修学支援新制度の利用についての申告書 様式第 31 号－修

- (2) 高等教育の修学支援新制度の減免が決定し、減免額と介護福祉士・社会福祉士修学資金を合算した総額が、必要金額を上回る場合、介護福祉士・社会福祉士修学資金を減額する必要があるため、8月末までに下記申告書を提出してください。

提出書類：介護福祉士・社会福祉士修学資金と高等教育の修学支援新制度との併給に伴う減免調整の申告書 様式第 32 号－修

上記合算金額が、必要金額を下回る（自己負担が発生する）場合、様式第 32 号－修は提出不要です。

【提出先・お問い合わせ先】

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2丁目1-1

兵庫県社会福祉協議会 福祉人材センター（人材貸付担当）

TEL：078-200-5210 FAX：078-271-3882